

月刊 グローバル経営

2013年5月1日発行 毎月1回1日発行
道巻368号 ISSN1345-2932

5

MAY
2013

◎特集 インドネシア最新労働事情

インドネシア進出のための最新基礎知識

—日外協『海外派遣者ハンドブック(インドネシア編)』発刊に先だって

青山学院大学 藤川久昭

日本もいつか来た道—インドネシアの労働争議と急激な最低賃金の上昇

(株)三菱東京UFJ銀行 中村英樹

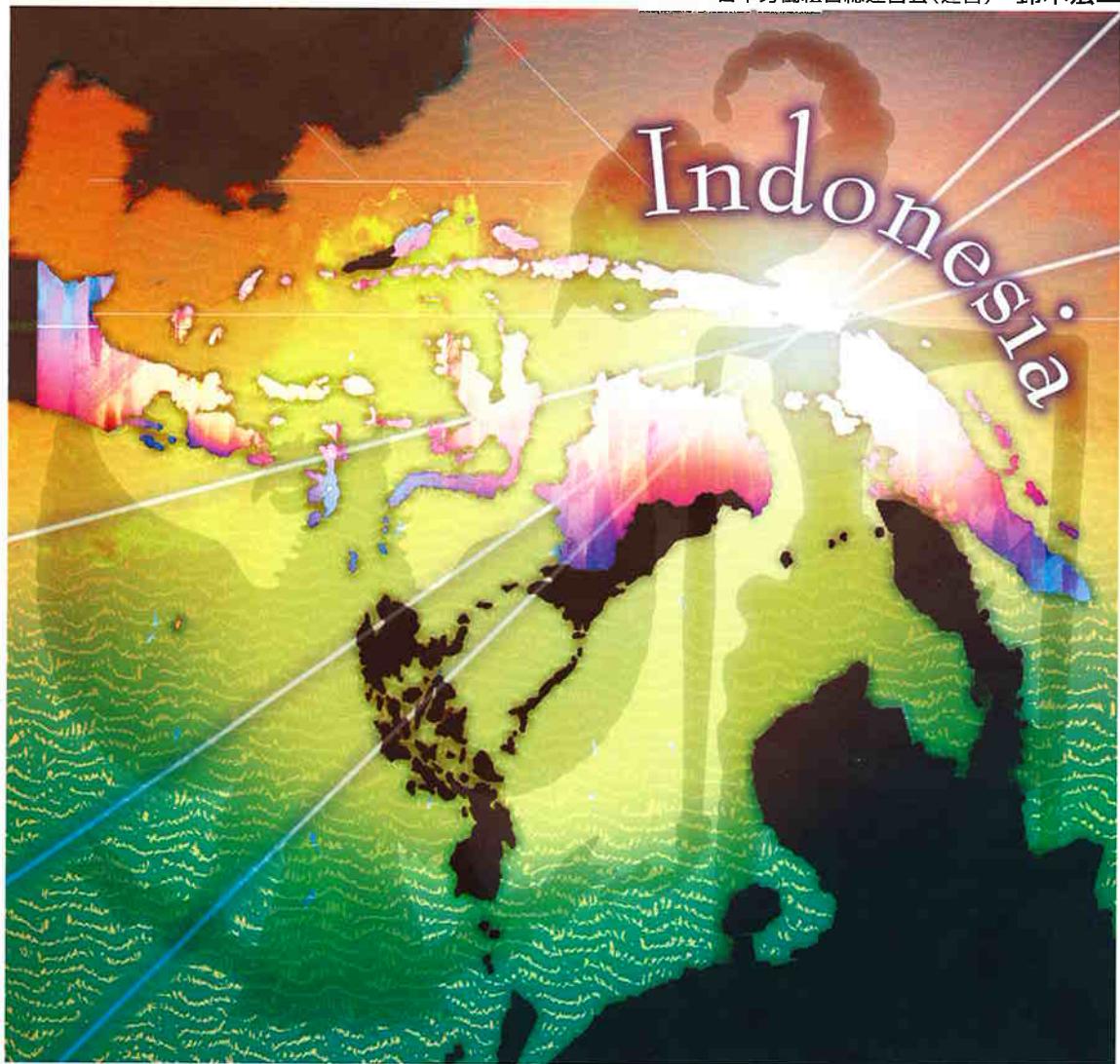
「現地従業員のため」をモチベーションに一体得できた忍耐と自信

元・インドネシア味の素㈱ 山崎一郎

労働者側から見たインドネシアの労働組合

—インドネシア労組の多様性と相互理解の重要性

日本労働組合総連合会(連合) 鈴木宏二





インド進出で直面する3つの課題

コーチャル・アンド・コ外国法事務弁護士事務所

外国法事務弁護士 リアナ・ロボ

デリー事務所 弁護士 シムラット・グローバー

インドには安定した法律と規制制度があり、ビジネス・ルールも合理的に定義されている。インド政府は、ほとんどの業種・分野において外國からの100%投資を可能としてきた。

日本は従来からインドへの直接投資が多い国の1つであり、1980年代から投資を始めていた。インドへの投資は魅力的だが、同時に課題も多く、本稿では3つの課題に焦点を当てて解説したい。

土地取得にさまざまの制約

インド憲法は、連邦政府と州政府の両方の機関に不動産に関する法律を制定する権限を与えており、土地取得などに関しても連邦法と州法の両方のさまざまな法律によって規定されている。外国企業にとって、特に工場用地の取得には、所有権や運営上のボトルネック、遅延、厄介なプロセスなどの問題があり、大きな課題となっている。このことから、日本企業は道路、電力、水道などのインフラが整備されている、政府が開発した工業団地内に土地を取得する傾向が続いている。

しかし、工業団地にもそれぞれ独自の規則と規制があり、なかなかスムーズに運ばないことがある。企業がその土地の所有権（Freehold ownership）を持っていても、建築、運営基準、

移転、拡張、賃貸借などについては地区の規則で支配されている。例えば、もし企業があらかじめ設定した期間内に工事を完工できない場合は、罰金を課せられることがあり、罰金不払い、当局からの数回の督促に応じない場合、最悪のケースでは土地が没収されることもある。

そこでインド政府は、日本企業がこれらの問題に直面していることを考慮し、デリーから100kmほど離れたニムラナ（ラジャスタン州）に日本企業優先の工業団地を設置し、各種のインセンティブを設けている。

現在の外国直接投資規制では、土地取引など、不動産で利益を得る目的の不動産関連事業は禁止されているが、同時に不動産関連事業の定義が曖昧である。従って、企業が何かしらの理由で現在所有している土地を売却する場合には、実用性や利用の可能性がないという理由によって当局の許可を得なければならない。また、取引先・サプライヤーに土地の一部を分割して使用させる場合も、土地分譲などの不動産ビジネスとしての収入とみなされないような注意・工夫が必要である。

高まる労働者の権利意識

労働法は、インド憲法で共同管轄事項リスト（Concurrent List）に含まれ、中央政府と州政

府の両方が法律を制定する権限を持っている。労働法のほとんどは国会（中央政府）が基準を定めており、インド全土に適用されている。各州は、その州の実態に合わせた改正法案を可決する権限が与えられている。従って、手続き上の要件やコンプライアンスは州ごとに異なり、複雑で理解するのが大変である。

日本企業は人材に対して質の高さを求めるが、コストは抑制しようとするので、条件を満たす熟練労働者の確保が難しい。また、有期契約労働者を雇用する傾向にある。昨年、マネーサーラーのスズキの工場で起きた暴動は、日本企業だけでなく、インドで事業展開する全ての外国企業に共通する労働問題を反映しており、政府に対して現行の古い法律の改正を検討させるきっかけともなった。このような労働問題を避けるには、日本企業は特に、人材トレーニング、良質な労働力の育成、HRポリシーの作成、従業員一人ひとりに対するきめ細かいコミュニケーションを強化促進せねばならない。さらに、有期契約労働者よりも直接雇用労働者の雇用を優先し、労働組合の意見にもよく耳を傾け、彼らの不満や関心を理解する努力が必要となる。

また、日本とインドには文化や労働慣習に大きな違いがあるため、日本企業は経験豊富なインド人を人事部門役員クラスに配置し、現地従業員と上手に付き合うことが得策と言える。

移転価格税制と駐在員の所得税

インド政府は外国企業を誘致するために、さまざまなタックス・インセンティブ（税制優遇措置）を用意しているが、税制に関して過去に起きた実例をもとに注意を促したい。

問題の1つに移転価格税制がある。それは関

係会社（Associated Enterprise）との取引を規制している。「関係会社」の定義は、「経営、資本に関し、直接または間接的に支配する会社」である。1つ、またはそれ以上の中間の存在によって間接的に管理される企業もこの定義に含まれる。

関係会社間の取引は、独立企業者間の取引と同等でなければならない。つまり、独立企業間で取引されるのと同等の価格で取引を行わなければならない。また、年間1千万ルピーを超える取引を国外の関係会社と行なっている場合、移転価格文書の作成と保管を毎年行い、取引の妥当性を証明することが義務付けられている。

2つめに、日本人駐在員がインド国外で支払いを受けている賃金をインド税務当局に開示していないかったことで、日本企業が摘発される事案が昨今増えており要注意である。それらは、税務当局が在印日本企業の事務所を調査して発覚したものである。ポイントは、「駐在員の収入はインド国外で受け取るものであってもインドでの賦課に値する」と印度当局が見なしていることである。印度の日本人駐在員は収入の全てを印度税務当局に開示しなければならないとされているのである。

このように、土地、労働、税金問題の3つは、印度でビジネスを展開する上で最も重要な対応が難しい課題である。日本と印度の法制度や労働慣習の違いを理解し、できるだけスムーズに事業展開するために、ぜひプロの助言を得ることをお勧めしたい。

コーチャル・アンド・コ外国法事務弁護士事務所：
印度国内における有力な大手法律事務所の1つで、
日本（東京）に進出した印度初の総合法律事務所。
(URL <http://www.kochhar.com>)